

官報

号外
平成十三年十二月四日

○第百五十三回 衆議院會議録 第二十二号

平成十三年十二月四日(火曜日)

議事日程 第十七号

平成十三年十二月四日

午後一時開議

第一 皇孫殿下御誕生につき賀詞奉呈の件

第二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、熊代昭彦君外四名提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 皇孫殿下御誕生につき賀詞奉呈の件

日程第二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、熊代昭彦君外四名提出)

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 皇孫殿下御誕生につき賀詞奉呈の件

○議長(綿貫民輔君) 去る一日、皇孫殿下が御誕生あそばされましたことは、全国民とともに私どもの心からお喜び申し上げます。

(拍手)
つきましては、本院は、慶祝の意を表するため、特に院議をもって、天皇陛下並びに皇太子殿下に対し、賀詞を差し上げたいと存じます。

賀詞は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。賀詞を朗読いたします。

(総員起立)

天皇陛下に差し上げる賀詞

このたび皇孫殿下のめでたく御誕生あそばされましたことは、国民ひとしく喜びにたえないところであります。
ここに衆議院は、国民を代表して、謹んで慶祝の誠を表し、あわせて皇室の御繁栄をお祈り申し上げます。

皇太子殿下に差し上げる賀詞

このたび内親王殿下のめでたく御誕生あそばされましたことは、国民あげて喜びにたえないところであります。
ここに衆議院は、国民を代表して、謹んで慶祝の誠を表し、あわせて内親王殿下のお健やかな御成長を心からお祈り申し上げます。

(拍手)

ただいま決議いたしました賀詞は議長において差し上げることいたします。

日程第二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会、熊代昭彦君外四名提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鈴木俊一君。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○鈴木俊一君登壇
ただいま議題となりました建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物における衛生的環境の確保を図るため、建築物の衛生管理を行う事業者の登録制度について、登録業種の拡充など所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、登録を受けることができる事業として、空調調用ダクトの清掃を行う事業及び排水管の清掃を行う事業を追加すること、
第二に、現行の建築物環境衛生一般管理業の業

務に空気環境の調整等を追加し、建築物環境衛生総合管理業と名称変更すること
などであります。

本案は、第百五十一回国会に熊代昭彦君外四名から提出され、継続審査となっていたもので、今国会において、十一月二十七日提出者熊代昭彦君から提案理由の説明を聴取し、去る十一月三十日に質疑を終了し、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時八分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 坂口

力君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十一月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律
文化芸術振興基本法

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

新事業創出促進法の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る十一月三十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件

一、去る一日、湯浅宮内庁長官から綿貫議長あて、皇太子妃殿下は、十二月一日午後二時四十三分御出産、内親王が御誕生になられた旨の通知書を受領した。

(報告書受領)

一、去る十一月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

障害者基本法第九条の規定に基づく平成十二年度障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告

(要求書受領)

一、去る十一月三十日、内閣から、検査官に金子晃君を任命したので、会計検査院法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、総合科学技術会議議員に井村裕夫君、松本和子君及び吉野浩行君を任命したので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、電波監理審議会委員に小館香椎子君を任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、公正取引委員会委員に柴田愛子君を任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に須田寛君、宮崎満君及び一力徳子君を任命したので、放送法第十六條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、中央更生保護審査委員会委員に福井厚士君及び細井洋子君を任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣から、宇宙開発委員会委員に立川敬二君を任命したので、文部科学省設置法第十一條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る十一月三十日、谷事務総長から谷川裁判官訴訟委員会委員長及び川村参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴訟委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴訟委員

鈴木 淑夫君 (塩田晋君の補欠)

一、去る十一月三十日、本院は、検査官に金子晃君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、総合科学技術会議議員に井村裕夫君、松本和子君及び吉野浩行君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、電波監理審議会委員に小館香椎子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、公正取引委員会委員に柴田愛子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に須田寛君、宮崎満君及び一力徳子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、中央更生保護審査委員会委員に福井厚士君及び細井洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一月三十日、本院は、宇宙開発委員会委員に立川敬二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(議席変更)

一、昨日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一五 近藤 基彦君

一六 菅野 哲雄君

一七 金子 哲夫君

一八 今川 正美君

一九 藤木 洋子君

二〇 矢島 恒夫君

二一 宇田川芳雄君

二二 松浪健四郎君

二三 小池百合子君

二四 西川太一郎君

二五 小沢 和秋君

二六 上田 勇君

二七 赤羽 一嘉君

二八 鈴木 康友君

六八 達増 拓也君

六九 土田 龍司君

七〇 山口 壯君

七一 工藤堅太郎君

七二 木下 厚君

七三 島 聡君

七四 牧野 聖修君

七一 後藤 斎君

七二 山村 健君

七三 小泉 俊明君

七四 大島 敦君

七五 松原 仁君

七六 阿久津幸彦君

七七 平岡 秀夫君

七八 井上 和雄君

七九 大出 彰君

八〇 山谷えり子君

八一 山田 敏雅君

八二 中津川博郷君

八三 橘崎 欣弥君

八四 古川 元久君

八五 安住 淳君

八六 渡辺 周君

八七 川内 博史君

八八 野田 佳彦君

八九 末松 義規君

九〇 中川 正春君

九一 五十嵐文彦君

九二 生方 幸夫君

九三 釘宮 馨君

九四 城島 正光君

九五 中山 義浩君

九六 筒井 信隆君

九七 鮫島 宗明君

九八 松崎 公昭君

九九 今田 保典君

一〇〇 石毛 鏡子君

一〇一 鍵田 節哉君

一〇二

一〇三

一〇四

一〇五

一〇六

一〇七

一〇八

一〇九

一一〇

一一一

一一二

一一三

一一四

一一五

一一六

一一七

平成十三年十二月四日 衆議院會議録第二十二号 議長の報告

二七〇	岩國 哲人君	二八六	松本 和那君	三八七	松岡 利勝君	植田 至紀君	原 陽子君
二〇七	後藤田正純君	二八七	奥山 茂彦君	三八八	御法川英文君	福井 照君	谷本 龍哉君
二〇八	松野 博一君	二八八	桜田 義孝君	三八九	宮路 和明君	谷本 龍哉君	山本 幸三君
二一一	林 省之介君	二八九	渡辺 喜美君	三九〇	長勢 甚遠君	大出 彰君	永田 壽康君
二一二	岩崎 忠夫君	二九〇	下村 博文君	四三五	谷本 龍哉君	松野 頼久君	江崎洋一郎君
二二三	岡下 信子君	二九一	金田 英行君	四三六	伊藤信太郎君	三井 辨雄君	末松 義規君
二二六	望月 義夫君	二九二	稲葉 大和君	四三七	小西 理君	高木 陽介君	若松 謙維君
二二七	渡辺 具能君	二九三	米田 建三君	四三八	金子 恭之君	原 陽子君	植田 至紀君
二二八	滝 実君	二九四	塩崎 恭久君	四三九	左藤 章君	厚生労働委員	
二一九	後藤 茂之君	二九五	根本 匠君	四四〇	三ッ林隆志君	補欠	
二二〇	山内 功君	二九六	小野 晋也君	四四一	福井 照君	補欠	
二二一	鴨下 一郎君	二九七	鈴木 俊一君	四四二	梶山 弘志君	補欠	
二二二	栗原 博久君	二九八	渡海紀三朗君	四四三	高木 毅君	補欠	
二二三	田野瀬良太郎君	二九九	谷畑 孝君	四四四	土屋 品子君	補欠	
二二四	岸本 光造君	三〇〇	小林 興起君	四四五	岩屋 毅君	補欠	
二二五	今野 東君	三〇一	鈴木 恒夫君	四四六	宮腰 光寛君	補欠	
二二六	首藤 信彦君	三〇二	中山 成彬君	四四七	奥谷 通君	補欠	
二二七	家西 悟君	三〇三	増田 敏男君	四四八	水野 賢一君	補欠	
二二八	近藤 昭一君	三〇四	小泉 龍司君	四四九	山本 幸三君	補欠	
二二九	石破 茂君	三〇五	上川 陽子君	四五〇	森田 健作君	補欠	
二三〇	荒井 聰君	三〇六	平井 卓也君	四五一	熊谷 市雄君	補欠	
二三一	桑原 豊君	三〇七	山下 亘君	四五二	砂田 圭佑君	補欠	
二三二	大木 浩君	三〇八	吉野 正芳君	四五三	大野 松茂君	補欠	
二三三	葉山 峻君	三〇九	岩倉 博文君	四五四	佐藤 剛男君	補欠	
二三四	枝野 幸男君	三一〇	吉田 洋一君	四五五	熊代 昭彦君	補欠	
二三五	玄葉光一郎君	三一〇	河野 幸弘君	四五六	山口 俊一君	補欠	
二三六	中川 昭一君	三一〇	棚橋 泰文君	四六七	山本 有一君	補欠	
二三七	中本 太衛君	三七二	田村 憲久君				
二三八	小淵 優子君	三七三	木村 太郎君				
二七九	増原 義剛君	三七四	茂木 敏充君				
二八〇	北村 誠吾君	三七五	野田 聖子君				
二八一	倉田 雅年君	三七六	伊藤 達也君				
二八二	菱田 嘉明君	三七七	高市 早苗君				
二八三	谷田 武彦君	三八一	原田 義昭君				
二八四	松宮 勲君	三八二	柳本 卓治君				
二八五	西川 京子君	三八三	宮本 一三君				

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十一月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

山本 幸三君

江崎洋一郎君

末松 義規君

永田 壽康君

若松 謙維君

補欠

福井 照君

松野 頼久君

三井 辨雄君

大出 彰君

高木 陽介君

一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

奥山 茂彦君

竹下 亘君

吉野 正芳君

伊藤信太郎君

浅野 勝人君

北村 直人君

奥山 茂彦君

竹下 亘君

奥野 誠亮君

萩野 浩基君

宮本 一三君

五島 正規君

古川 元久君

松本 剛明君

横路 孝弘君

辻元 清美君

井上 喜一君

武正 公一君

松野 頼久君

山内 恵子君

大石 尚子君

伊藤信太郎君

七条 明君

竹本 直一君

生方 幸夫君

江崎洋一郎君

三

補欠

七条 明君

伊藤信太郎君

竹本 直一君

生方 幸夫君

藤村 修君

武正 公一君

松野 頼久君

山内 恵子君

小池百合子君

手塚 仁雄君

大石 尚子君

原 陽子君

江崎洋一郎君

萩野 浩基君

奥野 誠亮君

宮本 一三君

五島 正規君

横路 孝弘君

松本 剛明君

藤村 修君 古川 元久君
原 陽子君 辻元 清美君
小池百合子君 井上 喜一君

(特別委員兼任及び補欠選任)
一、昨三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
石炭対策特別委員

辞任

補欠

木村 太郎君 谷本 龍哉君
松島みどり君 吉野 正芳君
中西 續介君 今川 正美君
谷本 龍哉君 木村 太郎君
吉野 正芳君 松島みどり君
今川 正美君 中西 續介君

(議案提出)

一、昨三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案(河村たかし君外四名提出)

(議案受領)

一、去る十一月三十日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
一、去る十一月三十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案
建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十一月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

(参議院提出、参法第五号)

厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一月三十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十一月三十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案(鈴木淑夫君外一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十一月三十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
文化芸術振興基本法案
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案
裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
新事業創出促進法の一部を改正する法律案

一、去る十一月三十日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る十一月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
テロ対策特措法に基づき派遣された自衛隊の国際法上の地位に関する質問主意書(金田誠一君提出)

自衛隊における私的サークルの活動に関する質問主意書(金田誠一君提出)

一、昨三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「戦争」、「紛争」、「武力の行使等の違いに関する質問主意書(金田誠一君提出)

防衛庁による情報収集活動の実態に関する質問主意書(金田誠一君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員北川れん子君提出外国人の収容および仮放免に関する質問に対する答弁書

平成十三年十月十七日提出
質問 第一五号

外国人の収容および仮放免に関する質問主意書

提出者 北川れん子

外国人の収容および仮放免に関する質問主意書
意思
出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」)にお

ける退去強制手続については、対象となるもの全員を原則として収容する収容前置主義の適否、収容施設における処遇の妥当性、仮放免の可否の判断における透明性の欠如、難民申請者の収容の適否など、これまで様々な問題点が指摘されてきた。

なかでも、被収容者が退去強制令書の送還部分について裁判所の執行停止が付けられているなど行政訴訟継続中の場合などにおいては、長期間にわたって、期間の定めのない収容が継続する状況となっている。これについては、国連人権委員会も一九九八年十一月五日に採択した最終見解において、被収容者への収容が六ヶ月ないし二年間にもおよぶ可能性があることについて懸念を表明し、収容所の状況を規約第七條・第九條に合致させるよう勧告している。以上の点に鑑み、入管法の退去強制手続に係る収容及び仮放免等の手続の執行、運用実態等について明らかにし、入管行政における透明性確保等に向けた政府の見解を問うため、以下質問する。

なお、質問のうち三乃至十は平成八年度より平成十二年度までの五年間を通算しての人数を明らかにすることを求めているものであり、特定の個人が識別され、個人の権利利益が害されるおそれ等があるとは考えられない。従って、かかる理由で答弁を差し控える場合には、そのおそれが生じる蓋然性について具体的に示すことを求める。

一 平成八年度から平成十二年度までの各年度において、収容令書でなく、退去強制令書に基づいて入国者収容所に収容された被収容者以下、「被収容者」というの人数を明らかにされたい。回答については、各年度ごとに、入国者収容所別に示されたい。

二 上記一の被収容者のうち、以下の者の人数を明らかにされたい。回答については、各年度ごとに、入国者収容所別に示されたい。
(一) 退去強制令書の送還部分について裁判所による執行停止を受けた者(以下、「執行停

止を受けた者」との表記は、断り書きがない限り、退去強制令書の送還部分について裁判所による執行停止を受けた者のことを指す。

(一) 一のうち、退去強制令書の収容部分についても裁判所による執行停止を受けた者
三 上記一の被収容者のうち、退去強制令書の送還部分について裁判所による執行停止を受けた者について、執行停止が行われた理由別に分類した上、項目ごとの人数を示されたい。回答については、五年間の総計を示されたい。

四 平成八年度から平成十二年度までの五年間において、執行停止を受けた者のうち、難民認定申請を行ったことのある者の人数を明らかにされたい。回答については、五年間の総計を示されたい。

五 平成八年度から平成十二年度までの五年間において、執行停止を受けた者のうち、仮放免を許可された者以下、「仮放免を許可された者」というの人数を明らかにされたい。回答については、五年間の総計を示されたい。

六 平成八年度から平成十二年度までの五年間において、退去強制令書に基づいて入国者収容所に収容された被収容者のうち、以下の者の人数を明らかにされたい。回答については、五年間の総計を示されたい。

(一) 仮放免を許可された者
(二) (一)のうち、退去強制令書の送還部分の執行停止を受けていた者
(三) (二)のうち、難民認定申請を行ったことのある者

七 平成八年度から平成十二年度までの五年間において、仮放免を許可された者について、退去強制令書の執行による収容(入国管理局収容場における収容を含む)の開始から、仮放免の許可を受けるまでに収容が継続した期間の平均期間を明らかにされたい。また、最長・最短の期間を明らかにされたい。

八 平成八年度から平成十二年度までの五年間において、仮放免を許可された者について、退去強制令書の執行による収容(入国管理局収容場における収容を含む)の開始から、仮放免の許可を受けるまでに収容が継続した期間が六ヶ月未満だった者の人数、六ヶ月以上一年未満だった者の人数、一年以上六ヶ月未満だった者の人数、一年以上六ヶ月以上だった者の人数を明らかにされたい。

九 平成八年度から平成十二年度までの五年間において、退去強制令書の執行停止を受けた者のうち仮放免を許可された者以外の者について、退去強制令書の執行による収容の開始から、収容が終わるまでの期間(現在収容中の場合は、回答日までの期間)の平均期間を明らかにされたい。また、最長・最短の期間を明らかにされたい。

十 平成八年度から平成十二年度までの五年間において、退去強制令書の執行停止を受けた者のうち仮放免を許可された者以外の者について、期間が六ヶ月未満の者の人数、六ヶ月以上一年未満の者の人数、一年以上六ヶ月未満の者の人数、一年以上六ヶ月以上以上の者の人数を明らかにされたい。

十一 収容期間が長期化した場合について内閣総理大臣は、平成十三年八月七日に衆議院議長に対して送付された答弁第百十一号「出入国管理及び難民認定法における退去強制手続に関する質問に対する答弁書」において、場合に依じて仮放免の弾力的適用により対処する旨述べているが、仮放免をするべき理由や仮放免の可否に関する判断基準、収容期間の平均や最長・最短期間、仮放免に要する保証金の金額の平均などの情報も開示されていないため、入管法に基づく収容の実態は著しく不透明なものとなっており、被収容者をはじめ、わが国に在住する外国人、さらには日本国民に不安を与えるものとな

なっているが、どのように認識しているか。右質問する。

内閣衆質一五三第一五号
平成十三年十一月三十日
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員北川れん子君提出外国人の収容および仮放免に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員北川れん子君提出外国人の収容および仮放免に関する質問に対する答弁書
一について
平成八年から平成十二年までの各年に退去強制令書により入国者収容所に収容された者の入国者収容所別の人数は、別表一のとおりである。

二について
平成八年から平成十二年までの各年に退去強制令書により入国者収容所に収容され、裁判所に退去強制令書に基づく執行の停止を申し立てた者のうち、退去強制令書に基づく執行を停止するとの決定を受けた者はなく、退去強制令書に基づく執行を送還部分に限り停止するとの決定(以下「送還部分の執行停止決定」という。)を受けた者の入国者収容所別の人数は、別表二のとおりである。

三について
裁判所は、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第二十五条第二項により、送還された場合に申立人に生ずる「回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に送還部分の執行停止決定を行うことができるが、同条第三項により、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるとき」はこれを行うことができないとされているところ、具体的事件につ

いての裁判所の決定書においては、これらの要件の有無の判断に際し、個々の事案に即して種々の事情が考慮されていることから、これらを分類し項目ごとの人数を示すことは困難である。

四及び五について
平成八年から平成十二年までの間において、送還部分の執行停止決定を受けた者のうち、難民認定申請を行った者は十六人、仮放免された者は三十五人である。

六について
平成八年から平成十二年までの間において、退去強制令書により入国者収容所に収容された者のうち、仮放免された者は五十六人であり、そのうち、仮放免の前又は後の送還部分の執行停止決定を受けた者は二十一人であり、そのうち、難民認定申請を行った者は十四人である。

七及び八について
平成八年から平成十二年までの間に仮放免された者について、退去強制令書による収容の開始から仮放免されるまでの期間は、平均で一・三日、最長で二十四日、最短で一日であり、お尋ねの期間別の人数は、別表三のとおりである。

九及び十について
平成八年から平成十二年までの間において、送還部分の執行停止決定を受けた者のうち仮放免された者以外の者について、退去強制令書による収容の開始から収容の終了までの期間は、平均で三百八十・一日、最長で九百五十八日、最短で百三十五日であり、お尋ねの期間別の人数は、別表四のとおりである。

十一について
仮放免の許可については、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百三十九号。以下「入管法」という。)第五十四条第二項において、「収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の状況及び仮放免の請求の

平成十三年十二月四日 衆議院會議録第二十二号 議長の報告

理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮すると規定されており、これを踏まえて、仮放免取扱要領(平成十三年一月一日付け法務省管警第十二号法務省入国管理局長通達)第九条において、入国者收容所長又は主任審査官は、仮放免の請求を受けたときは、被收容者の容疑事実又は退去強制事由及び当該被收容者についての審査を担当している入国審査官等の意見のほか、①仮放免請求の理由及びその証拠、②被收容者の性格、年齢、資産、素行及び健康状態、③被收容者の家族状況、④被收容者の收容期間、⑤身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被收容者との関係及び引受け熱意、⑥逃亡し、又は仮放免に付す条件に違反するおそれの有無、⑦日本国の利益又は公安に及ぼす影響、⑧その他特別の事情

を勘案し、仮放免を許可することができるとしているところである。保証金の額についても、入管法第五十四条第二項において、「三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額」と規定されており、さらに、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第四十九条第五項において、「仮放免される者の出頭を保証するに足りる相当の金額でなければならぬ。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百五十万円を超えないものとする」と規定している。

法務省においては、右に述べた仮放免取扱要領を始め外国人の收容及び仮放免に関する取扱いを明らかにした文書並びに各種統計資料については、可能な限り開示しているところである。

別表一

年	入 国 者 収 容 所	人 数
平成八年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	二、一〇三人 一、七三七人 七四一人
平成九年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	二、一四〇人 二、三三九人 一、八九四人
平成十年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	二、八五九人 二、四一一人 一、三六六人
平成十一年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	一、四一六人 二、三六〇人 一、七五三人
平成十二年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	二、一九六人 一、九七九人 一、三〇一人

別表二

年	入 国 者 収 容 所	人 数
平成八年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	一人 〇人 〇人
平成九年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	六人 一人 〇人
平成十年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	四人 〇人 一人
平成十一年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	一〇人 〇人 〇人
平成十二年	東日本人国管理センター 西日本人国管理センター 大村入国管理センター	九人 三人 〇人

別表三

収容が継続した期間	人 数
六月未満	二五八、六二〇人
六月以上二年未満	一七人
一年以上二年六月未満	一三人
一年六月以上	三五人

別表四

収容が継続した期間	人	数
六月未満	一人	
六月以上一年未満	九人	
一年以上一年六月未満	四人	
一年六月以上	三人	

(注) 現在収容中の者については、収容が継続した期間を平成十三年十月二十二日までとして算出した。

(答弁通知書受領)

一、去る十一月三十日、内閣から、衆議院議員西村眞悟君提出朝銀信用組合の破綻に対する公的資金投入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年十二月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十三年四月六日

提出者

熊代 昭彦

田村 憲久

松浪健四郎

賛成者

鴨下 一郎外三十名

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律

建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のように

平成十三年十二月四日 衆議院会議録第二十二号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

防除業を「登録建築物ねずみ昆虫等防除業」に、「同項第六号」を「同項第八号」に、「登録建築物環境衛生一般管理業」を「登録建築物環境衛生総合管理業」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第十二条の第二項の登録を受けている者及びこの法律の施行の際現に当該登録の申請をしている者(次条に規定する者を除く。)については、当該登録に関する限りにおいて、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十二条の第二項第六号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者及びこの法律の施行の際現に当該登録の申請をしている者については、当該登録に係る事業に関する限りにおいて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六年間は、旧法第十二条の六から第十二条の十まで及びこれらの規定に係る罰則を除く。

第四条 この法律による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「新法」という。)第十二条の六の規定の適用については、旧法第十二条の二第二項の規定(前条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)により同項第六号に掲げる事業に係る登録を受けている者は、新法第十二条の二第二項の規定により同項第八号に掲げる事業に係る登録を受けている者とみなす。

第五条 施行日から起算して六年間は、新法第十二条の十中「第十二条の二第二項各号」とあるのは「第十二条の二第二項各号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第二十号)附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第十二条の二第二項第六号」と、「同項」とあるのは「第十二条の二第二項又は同法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の第十二条の二第二項」と、「表示又はこれ」とあるのは「表示若しくは登録建築物環境衛生一般管理業の表示又はこれら」とする。

第六条 旧法第十二条の二第二項の規定(附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。)により受けている同項第六号に掲げる事業に係る登録は、当該登録を受けている者が当該登録に係る営業所について新法第十二条の二第二項第八号に掲げる事業に係る同項の登録を受けたときは、附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十二条の二第四項の規定にかかわらず、その効力を失う。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理由

建築物における衛生的環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けることができる事業として、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を加える等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外四名提出、第百五十一回国会衆法第一七号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、建築物における衛生的環境の確保を図るため、建築物の衛生管理を行う事業者の登録制度について登録業種の拡充等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 登録を受けることができる事業として、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を追加すること。

2 現行の建築物環境衛生一般管理業の業務に空気環境の調整等を追加し、建築物環境衛生総合管理業と名称変更すること。

3 この法律は、平成十四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

建築物における衛生的環境の確保を図るため、建築物の衛生管理を行う事業者の登録制度について登録業種の拡充等所要の措置を講じようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成十三年十一月三十日

厚生労働委員長 鈴木 俊一

衆議院議長 綿貫 民輔殿